

<反対討論>

無所属の神原宏一郎です。ただいまより、市議案第63号から市議案第73号のうち、市議案第70号豊中市市税条例等の一部を改正する条例の設定についてのみ反対し、その他の議案には賛成することを申し上げて反対討論を行います。

市議案第70号豊中市市税条例等の一部を改正する条例の設定についてですが、これは地方税法の改正に伴うものだと伺っています。何点かの改正のうち、上場株式等に係る配当所得及び、譲渡所得に係る軽減税率の適用期限をこれまでの「2010年12月末まで」から「2011年12月末まで」と1年延長することについて私は賛成できません。

今回の見直しにより、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する税率を軽減税率の10%とする期間が、現行の2010年12月末までから、さらに1年延長して2011年12月末までとなります。そもそも、昨年度の税制改正で、20%に対する軽減税率を廃止し本来の税率20%にするとされており、ただし、その廃止に伴う特例措置として、2年間、100万円以下の配当所得及び500万円以下の譲渡所得については軽減税率10%を適用するとされていました。それが、何故、軽減税率10%をさらに1年延長する必要があるのか、全く理解が出来ません。

以前にも反対の理由を述べさせて頂きましたが、株式の取引をする方の税の優遇を延長するかが理解できないのです。その理由としては、単純に株式を取引できる方は比較的生活に余裕のある方だと推測されること。現行では、特例措置として、100万円以下の配当所得及び500万円以下の譲渡所得については軽減税率10%を適用するとされていましたが、それらの上限まで撤廃し、配当所得や譲渡所得が得られた人ほど減税の優遇が受けられるものとなります。今まで以上に所得の多い方が優遇されることとなります。

また、国は「貯蓄から投資へ」の流れを推し進めるためにこのような見直しを図っているようですが、何故、国民に預貯金よりもリスクのある上場株式等への投資を奨励し、誘導するのか理解が出来ません。

さらに、どうして上場株式等の配当所得や譲渡所得にだけ、軽減税率10%を適用し続けるのかが分かりません。銀行や郵便局の預貯金の利息、国債等の利息、先物取引による所得などは、どれも20%の税率が課せられていると思います。

これらのことを考えると、同じ減税をするなら、もっと他にすべきものがあるのではないかと個人的には思います。

また、軽減税率の適用期限の延長により、市税収入の減少が想定されます。既に、税率を10%としてきたことにより、2007年度以降、毎年数億円の減収となっています。先の総務委員会の審議で、譲渡所得にかかる減収分だけで、2007年度で約2億2000万円、2008年度で約1億5000万円とのご答弁があり、今後も市税収入の減少にかなりの影響を与えたいと思います。現在の市の財政状況を考えても、この見直しが妥当だとは到底思えません。

尚、今年3月に今回の軽減税率の期間延長などが盛り込まれた地方税法等の一部を改正する法律案が衆議院で可決されたわけですが、採決に際しては、現在の政権を担っておられる民主党、社民党、国民新党、さらに共産党は反対をされています。このような国会での経緯を考えると豊中市議会でも、そんな簡単に可決とはならない条例案だと個人的には思っています。

以上の理由により、市議案第63号から市議案第73号のうち、市議案第70号についてのみ反対し、その他の議案には賛成することを申し上げて、討論を終わります。